

令和3(2021)年3月8日

毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループの設置について

1 概要

毎月勤労統計調査については、平成30年1月のローテーションサンプリングの導入、平成31年1月の不適切事案への対応等順次見直しを進めてきたが、引き続き検討すべき課題も残されている。

特に、令和4年1月分調査において、調査結果の復元に用いてきた母集団労働者数の推計値^(※1)を過去に遡って補正する「ベンチマーク更新」を行う予定であるが、本調査のベンチマークとなる経済センサスの調査方法が変更^(※2)されていることから、ベンチマーク更新の実施に当たっての検討を行うとともに、その他の課題^(※3)についての検討を進めるために、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループを置き、本調査の見直しについて議論を進める。

(※1) 毎月勤労統計調査は、母集団労働者数を用いた比推定により結果の復元を行っているが、復元に用いる母集団労働者数は、毎月の調査結果や雇用保険データを用いた推計値を用いている。

(※2) 令和元年経済センサス-基礎調査は、民営事業所の調査時点が2019年6月1日から2020年3月31日までの期間にわたる等の変更が行われている。

(※3) 母集団労働者数の推計精度の向上、標本設計の見直し等

2 ワーキンググループでの検討内容

まずは、令和4年1月分調査の公表時に予定しているベンチマーク更新の手法について検討を行い、その後、その他の課題について検討を進める。

3 スケジュール

令和3年度にワーキンググループを置き、2か月に1回程度の頻度で開催し、令和4年1月分調査の集計時に実施するベンチマーク更新に検討結果を反映するとともに、その他の課題についての検討を進めることを目標とする。

なお、検討結果については、厚生労働統計の整備に関する検討会に報告する。

(案)

毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループについて

令和3年 月 日
厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

毎月勤労統計調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

【検討中】

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聞くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和4年3月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。